

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還交渉資料第6巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): 琉球政府, 法令審査会, 沖縄軍刑法問題, 在京米国大使館書記官, 沖縄住民の保護, 海外にある沖縄住民の保護及び沖縄関係領事事務処理参考資料, 沖縄内政, 沖縄経済 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43632

法令審査会発足
にっし

秘

外務省ア力局長 殿 九の24 8/25
流成政府の権限拡大の閣内閣資料概要 (註) 1914. 8

1 基本法の整備について

- (1) 行政主席の選任方法について
公選すべきである。
- (2) 行政別主席の選任方法について
行政主席の連任任命方法に於てある。
- (3) 行政主席不信任及び信任の解散の制度について
両方承認すべきである。
- (4) 上訴裁判所判事任命法について
 - (a) 主席公選とき 主席の任命
 - (b) " 院打 " 主席の任命、併務の任命
 - (c) 任期は5年、再任可、推選の場合に推選機関を設けし。
- (5) 民政府法令形式の明確化及び公布系統について
布告、布令、指令、一般命令の区別を明確にし、公布系統を一定する。公布の施行は別す。
- (6) 米国民政府民政府の権限の明確化について
民政府の権限を明確にす。
- (7) 基本法の整理について
瑞成政府の設立
" " 草案
" 民政府裁判所制) 行政命令の整理 附法に
すべし。(表略)

2 法律の中等後調整について

中等調整

- (A) 行政命令の11部の特例、H.C.の拒否の対象とすべき法律案について、法律の全文をDSCARに提出して調整する。
- (B) 既存法の一部改正で、重要でないものは調整しない。
- (C) (A)(B)以外の法律については大綱を示しDSCARの対応と口答で調整する。

事後調整

中等調整 在りしと重大の変更が有らば調整
法律以外に
 { 行政命令の整理
 { 道路使用申請
 { 行政命令の整理

3 予算執行の予備費の調整について

A 工事等の検査について

参考事例：馬場港防波堤工事、1912年防波堤工事
RIA法令のF3検査建築

次のように認めらる。

- (a) USCARと 議政の協議のうえ、検査基準を
設定し、その基準に基づいて、双方の検査施行の
233F)に示す。
- (b) USCAR側検査費が議政の同存法令を研究
するに付す。

B 予算計画の他の事業執行に要する経費について

例：石原港浚渫工事用の火薬の購入
浚渫船の運賃計画を必要とせしむるための
増とせしむる経費
水質三期作試験
農業試験場パブリック印刷
費米園天橋橋樑水道配管工事
宮古水産調査の経費
工業研究所の材料試験の必要経費

USCARは行政事務の範囲及び議政の財政同存法
令に準じて、議政の対し、予算計画の他の事業に要す

(2) 案に多大な予備費を要する材料の指示を要する

4 言字并發の書簡について

臨時の措置の切は書簡の形式に於ては、伊東系以下、布告等の外、確かな形式で行なへり。

今後、H.C. 書簡は行政委員の約束する文章を避け、「助言 勧告 通知」の名称のみにて受取ることを確認する。

(以下 具体的な内容としての書簡の表あり 略)

5 行政委員の権限尊重について

并發の介入の例

- (a) 農産 畜産の検査
- (b) 金融検査部長、検査官、官制道庁管理局の役員の人事等
- (c) その他

- ① 郵便印字 審判の停止又は発行の中止等に関する書簡
- ② 一般私の私学に給与の関する法律で行政委員又は人事委員会に委任された事務について H.C. の事務の承認を指示した書簡

今後、H.C. 行政委員の権限を尊重する方針を定む。

(1) 国有地の管理状況

本年 国有地財産については、琉球債は、大半が利息
 一括返済し、持分国有財産については、見込外は、半量以上の所有
 者ともいえず、12月31日 琉球政府の所有権を移譲
 するにまつ 関係 不分明は、並し、そのうち、若干は
 現在 半量 の 管理下 におけり、貸付料は、極めて低廉で、通
 じ、不足点もあつた。若くは、現在の 5 倍 程度の 貸
 付料 あり、宅地 及び 農耕地 等、2,203,072.27 坪、を 琉
 球 政府 へ、適正な 貸付料 で 貸付 せよ、と、いふ、有
 力な 政府 財政 課 とも、手、後、該 土地 の 適正 利用
 の 面 から、琉球 政府 へ、管理 あり、の、こと、を、望、み、し、
 結果、上記、2,203,072.27 坪、の 土地 借賃 決定 法
 に 基き、適正 地料 で 貸付 せよ、と、いふ、こと、が、715,000
 坪、と、な、つ、た、
 この 場合、最終 管理 権 限、は、米、軍、側、に、留
 存、し、琉球 政府、は、H.C. の 承認、を、得、る、利、益、を、得、る、こと、に
 つ、き、た、こと、を、核、心、と、し、た、。

(2) 琉球銀行の経営状況

琉球銀行の 経営 状況、は、琉球 政府 命令、で、
 琉球 銀行、の、経営、は、他の 普通 銀行、と、同様、に、銀行 法、に
 基き、琉球 政府 の 監督、下、に、お、か、せ、ら、れ、る、USCAR の 保、有
 株式 (51%)、は、琉球 政府、に、由、り、て、
 琉球 銀行、の、経営、は、琉球 政府、に、由、り、て、
 琉球 銀行、の、経営、は、琉球 政府、に、由、り、て、

(3) 恩赦の状況

恩赦は、現在、行政 命令、で、
 H.C. の 承認、を、得、る、こと、に、
 琉球 銀行、の、経営、は、琉球 政府、に、由、り、て、
 琉球 銀行、の、経営、は、琉球 政府、に、由、り、て、
 琉球 銀行、の、経営、は、琉球 政府、に、由、り、て、

(4) 日米間の司法共助制度の確立

沖縄 県、の、日、米、間の、司法、共、助、制、度、の、確、立、は、
 1953 年、の、1954 年、7 月、11 日、
 日、米、間の、司法、共、助、制、度、の、確、立、は、
 1963 年、12 月、26 日、日、米、間の、司法、共、助、制、度、の、確、立、は、
 1963 年、12 月、26 日、日、米、間の、司法、共、助、制、度、の、確、立、は、

経過として未解決である。
沖程の地位をめぐり、困難が多いと思われ、一応
寛善方式による犯罪人刑務所建設の取り組みを模索
方法を検討される。

(5) 米軍政府裁判所における罰金収入を
琉球政府の財源とするに付いて

USCAR裁判所の徴収した罰金収入が琉球に振り分け
られる(1956年4月)より、55%は琉球に振り分けられ、
残りは米軍政府に送られる。

(6) 罰金と琉球に振り分けられるUSCAR裁判所の裁
判収入の用途として、建設、警備等は
琉球の刑務所を執行して、そのうち、罰金刑に
ついては、琉球に徴収して送られる。

1960年合計	27ト
61	18
62	11,619,703

(6) 外国損害賠償請求事件の琉球州裁判所
の状況について

現在は、加害者半軍属と同じ部隊の軍人に行われ
て、加害者擁護の恐れはない。米琉土
地協同委員会と同じように、米琉双方の善い
公平な裁量が行われる。

(7) 米軍政府裁判所を取扱った少年事件
について

USCAR裁判所の取扱った少年事件のうち、少年事件
では少年院、少年院の取扱いのやり、琉球の家裁に
移された。(布令144号(少年事件)が該当。年内
約10件くらいあり)

(8) 米軍政府公署に付した出入管理業務の国
際協定、監視の経過について

(9) 琉球政府の財政力とわかれ、現状は、米軍との
関係、外債の返済、琉球の事情とに掛かっている以
上、制限の分限を明確にすることが必要。
上陸業務、特別上陸の許可、在留許可、通関手

ついでに出入管理部門に権限が委ねられていると解される
といふこと。運用規則、訓令等の制定は管理部長
の責任。その委任事項については直接指示
がなされる。

(b) (a)が認められぬ限り、現在進行中の規則、訓令等
の草案について、管理部長と調整の上、お茶ヶ谷に決定
される。

(c) 公安上の出入管理行政の専門家は必ず、出入管
理部に在り、指導力を示し、連携を密にされる。

(d) 現行の出入管理令は過去の不備な点がある
ので、お茶ヶ谷に改正される。

(9) 渡航手続の緩和について

確認利率も、許可手数料(申請が發給手続に要する処理
日数)および渡航制限については、新規申請と同様とし
緩和されている。(警察、戸籍科等との調整の上で行う)
普通渡航証明書の効力は確認利率を廢止して、渡航
証明書に取扱いは従う。19に統一される。

(14) 技術導入の許可権について

(a) 且つ命令、訓令等が改正され、外国人の雇用
許可権が移転し、移譲される。

(b) b(1) 移転の移譲が不可能な場合は、統
制人の技術導入の申請を、移譲の処理に
される。

(11) 在外人の管理に関する権限の一部移譲に
ついて

A 在外人の在留期間の変更の許可権について

各地許可は1964年1月24日の公告を基に、取
引がなされ、従前同様、出入管理部長に在留期
間変更の権限を認められる。

B 追加算手数料の賦課について

在留登録、期間更新手続費等については、同法
施行令に、USCAR 公署長又はその代理人の許
可を受け、追加算手数料として、お茶ヶ谷に
統一される。

賦得12の3カ 局長又はその代理人の許可料は
手形を71/175で218の2、新料を原12 本入
若狭邦在の取組とされた

(12) 72時間以内の通過査定制度の廃止に
ついて

アメリカ務省の17カ 通過査定121 年が輸入域
許可を必要とするが 72時間以内の滞在滞在
については年が輸入域許可を必要としないといわれた

(13) 琉球政府裁判所の刑事裁判権の拡大
について

USCARは 1958年9月8日付書簡で 命令第144号
940ヶ条について 行政命令第10節の規定の後が有
り(USCARの裁判あり)と決定しているが、具体
的な事件の態様、性質、程度を以て個々の判断さ
るべきである。よって、包括的な指針を設ける
1 原則として 琉球裁判所の第一審権限を以て
個々の事件について、琉球裁判所の裁判権を徹
底行使せよと決定する旨とされた。

(14) 外貨導入に関する許可権について

現行の民政府布令第11号に規定するとおり外貨導
入の許可権は外貨導入合同審議会の勧告に基づき
行政主席が行使するものと(民政官による承認制)廃止
された。

(15) 民需要石油事業に関する管理権について

(四) 布令第31号は、その内容の示す通り石油事業に
対する民政府の直接干渉を減少し、琉球政府
に大規模な発言権と参与権を与える方針をとっているが、
実質的には従来と同様である。石油事業に関
する許可、認可権は米国民政府が保有している。即ち
同布令による石油審議会は自府民政官の諮問機関
として審議会の決定は最終的には民政官の承認
を要する。又審議会の委員5名のうち、3名は琉球政府
の職員から任命されることになっているが、決議は3名以
上の多数決によるので琉球政府の立場は非常に弱い。
経済政策立案に関する実質的権限を琉球府府に与えることは
責任ある政府としての発展と成長のため必須の条件である。
特に石油はあらゆる工業及び運輸業の一般家庭の
エネルギー源として公共性を有している。このような重要

る石油事業に関しては、民間専らに限りその管理権を早急に琉球政府に移管されたい。

(2) 現在琉球に輸入している石油製品の種類の決定に市令第31号による権限によってなされているため、琉球経済にとって非常にマイナスになっている。例として、琉球の海運会社の所有する外航船が、わざわざ日本でA重油あるいはB重油を購入する必要があるが、これは琉球で得られる油脂燃料の種類と価格が、機械と経営上の問題にマッチしないためだと思われている。輸入石油製品の選択権が琉球政府にある場合は、需要者の要求する種類の油脂燃料を輸入でき、従って企業の合理化が推進される。

(3) 現在琉球政府収入項目の一つに油脂納付金があるが、その性格が非常にあいまいである。

油脂納付金とは、琉球石油振興の石油から生ずる利益から、民間政府の定める琉球石油の取得する利益を控除した利益金で、琉球政府に納付されているものである。

石油の消費者価格は一定とされているので、国際価格の変動によって、油脂納付金は不安定に増減する。その対象である石油の重要性及びその額の大さきこと（62年度予算額 240万ドル）などから考えて極めて重要な財源であるにもかかわらず、油脂納付金の

の根拠が不明で、琉球政府自体の収入であるのか、本国民政府からの補助金であるのか、その性格がはっきりしない。たゞ米大統領の予算教書には「米国の配分する石油収入」として、1963年度に260万ドルの油脂納付金を琉球政府収入に見込んである。この補助金としての性格を持っているのかどうかと考えるのが明確ではない。この油脂納付金は琉球住民が消費した石油から得られる利益の還元として、本来租税として政府の収入に帰すべきものである。自己財源を確立するに於て、琉球政府の主体性を確立するためと認められ、不明確な性格を持つ油脂納付金制度を廃止して、明確に法的根拠を持つ油脂税に切り換えるべきである。

(16) 官有林(国有林)の管理経営の委任について

1911年1月2日付

1912年4月12日付 官署事務令第2号の付す H.C

の委任事務については、その権限を内政事務の委任(行政の目的の適用)に於て官有林の管理経営、保安、維持を促進して、その効力を早期に具現せしめんと必要と思われ。

(17) 官立用水管理局の設立命令の廢止について

水道事業は、本邦水道法(立法第53号)第1条(事業の認可)に一定の区域に密接に結んでいゝ公益事業であるので、地元市町村をして経営せしめることが適切であると、市町村の優先経営を法定している。

市町村も自治法も同様である。

したがって、命令第54号を廢止して、水道法、市町村自治法に基づき、市町村に命令を設立して水道事業を經營せしむることが望ましい。

なお、政府は現在官立各市町村を合併して一市にすべし計画があるのを、合併を前提として、市町村に命令

を設立せしむることは、今後の市町村の政上理想的な水源の保護対策については、別途に民法上より規制するに力可能である。

(18) 電力会社の管理権の移管について

(a) 健全な電力行政のため、発電、送電、配電を合一して、電力行政の目的を「電力公社設立の目的」1954年2月命令第129号を廢止して、民法上の公社に設立し、電力事業法に基づき、行政事務の権限とされる。

(電力事業法は、発電から配電まで行政の権限下にあるが、實際には、発電は行政の権限下にある電力公社に對しては、現在この命令違反の違ふところから、行政の権限行使が認められている。)

(b) 行政事務の権限とあることができるため、各府の同様に、移管令の廢止と、増強を認められた。

(現行は、移管5名に、USCAR、キハハ、パワージャ、琉球、電力公社、南支社)

(19) 水道公社の業務権の移譲について

(a) 瑞政の国営化水道行政を推進するに於て「瑞政水道公社の設立の目的」1958年9月4日に公布された命令第8号を廃止して民営化の水道公社を設立し、水道法に基づいてその権限とされた。

(b) 本邦の権限と対比して、瑞政は、当分の間、現行の瑞政の業務を移譲された。
(現行の 瑞政は、USCAR、米陸軍、瑞政、水道公社、南米)

(20) 都市計画法に關する行政権限の介入について

市街公園は市街公園の性格を帯びた公園であり、その都市の中心に位置して、周辺の都市公園として、最も重要なものである。

その都市計画公園の面積は、2.4m²/人、その標準面積は、6m²/人の約40%に達しない現状が見え、同公園の面積は絶対的に不足しており、其の商業施設の敷地は別に求めらる。(1/2に2.4m²の2倍の面積が、1.2m²の面積を占める)

「(a) 同公園は都市計画法第4条の施行令に基づいて都市計画法第1条に基づいて定められたものである。

(21) 日中土と南西諸島との間の郵便交換の交換の再開を覚書改定について

為替管理令も撤廃された。今までの日中間の送金手段は、日中間の郵便交換の再開を覚書改定された。USCARの承認を得た。日中間の郵便交換の再開を覚書改定された。USCAR 命令第12号(通達第1号)を(第2号)と改定された。

(22) 空路局の免許の発給 要求又は変更について

開設の制約と変更については、国際電気通信条約上問題あり、又、米国の開設の制約があるため(象徴として、米国の通信網とみられる)。やむを得ないか、その他については、電設法の規定に則して、瑞政の要求として、命令第12号(改正第2号)を改定された。

(23) 専修学校等の免許の発給、変更又は更新について

1963年2月1日の命令第128号改正第2号の公布による専修学校等の免許の発給、変更、更新等はH.C.の事務の承認を得なければならぬこと。これは単行法規が大半を占めていたこと。命令第121号改正第2号の廃止と改正がなされた。

(24) 郵便貯金資金の運用について

郵便貯金の運用については、郵政事業特別会計法第15条第1項の日常の業務資金を除いて、瑞銀、その他外国に在る預金及び金融機関に振り入れを規定してあること。また、郵便貯金総額の10%を国庫債券として銀行に特別口座に設けて保管するよう、USCAR案面を指示された。(1961.7.13 H.C.R-I-F)。その結果、政府の運用が制限された。

郵便貯金資金は、他の金融機関の預金とは異なり、貸付は一切行われない。その運用については、国会法上の規定がなされたこと。瑞銀が自主的に、かつ効率的に運用できるように、各地支店による国庫債券の購入が認められた。

(25) 英語センターの設置について

従来、文部省の所屬として、英語センターの開設は、各都道府県の命令第19号で現在のセンターが設置された。1965年度から1971年度には、重点的に、限られた教育行政機関、瑞政文部省の所屬として、自主的に運営されることになった。

(26) 新設商業英法学校について

宜野湾市に教地を予定していること。手続は、そのとおりである。教地は、瑞政が予定している宜野湾市の選定。また、この学校の管理は、現在の政府立学校と同様に、瑞政に任せられる。

(27) 火柴製造許可証の持主が公営企業の承認について

火柴製造の取締りは、瑞銀に支障なく運営されること。このため、命令第13号によるUSCAR公営企業の事業承認制度は、そのまま廃止された。

(20) 布令第144号の道路交通法の競合部分の取扱いについて

今回の新道路交通法で新制が布令と上付の整備
後には16号とあり、既に15号1号の子法の交通事件
の初発処理が可能と考へられた。競合する布令の
条文を削除される。

- 例) 2.6.2.46 (自軽車に及付設備付付付)
 - 2.6.2.47 (自軽車に " ")
 - 2.6.5.2.19 (自軽車の交通規則)
- 酒類運送 運送運及 不運送運送 以出付

(21) 米穀民政府布令による優待の廃止について

法令の適用は属地的に及ぼされてきた(個人属地的に)。
特別の取扱いは同一国内に特例を設けられてきた。
優待の取扱いに及ぼす地での所管に及ぼす(これは平等
に及ぼす)。(本号に 外国人に及ぼすに付、所管優待
(布令第14号)、自初年優待(布令第126号)が及ぼす。
属地的優待との間には不公平がある。
よって、これらの布令を廃止し、優待の及ぼすに及ぼす
が及ぼす。特例も同一法に及ぼすに及ぼす。

(20) 軍地域内における娯楽事業の優待について

軍基地内においては、通常は軍一般の解放に及ぼす
され、場合、他の一般娯楽との優待の均衡上から優待
されることがある。

- (例) 1955.11.4 予備軍人への入場券
(入場券)が、ユースセンターに及ぼす。
軍に及ぼすに及ぼす娯楽事業に及ぼす。このときの
取扱いは、USCARの、基地内の娯楽は一般
人の公開に及ぼす。免状に及ぼすと同様(1955.11.16
経財経部書函第012号)。

(21) 南米金融公社の取扱いについて

(a) 南米公社は、及ぼすに及ぼす軍事に及ぼす直接関係の及ぼす
機関であり、琉球が、通称に及ぼす経済政策を推進するに及ぼす
が及ぼすに及ぼす。同公社に及ぼす琉球の機関に及ぼす移管(USCARは
指導監督的立場から、琉球を通じて公社を管理す
るに及ぼす)。

(b) 琉球は、琉球決定事項を琉球に及ぼす通知、翌年の及ぼすに及ぼす
は琉球の事前認可を要す。

(22) 琉球の移管に及ぼすに及ぼす、琉球の取扱いについて

分件 程序 2 塔号 3 机位
(现行 1 塔号 5 层 2 VDCAR 3 痛改 1 层内 1)

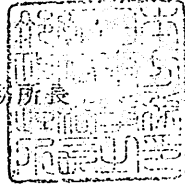
<机位>

総南連第45号

昭和40年1月7日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長



法令審査委員会の発足について

法案の事前事後調整の簡素化、迅速化を図る目的で設置された法令審査委員の第1回会合が1月6日午前10時から民政府会議室で開かれた。(同会合に関するユスカーのニュースリリースを別添する)出席のメンバーは、

民政府側	クリーガー	法務局長
	バーンス	計画局長
	セリフ	渉外局長代理(フライマス委員の代理)
琉政側	小波藤	副主席
	久手堅	経済局長
	小堀	法務局次長

の6氏であつた。

1 この会合で具体的な運営方法を取りきめた。それによると、次のような合意に達した。

- (1) 委員会は毎週金曜日に開催する。
- (2) 法案は局長会議の了承を得たのち、同委員会に移され、ここで事務的なものと政策的なものに分類して、事務的なものはこの段階でユスカーとの調整を終わる。この際、合意はメモ程度の回答として簡略化する。政策的なものはここで調整し、さらに担当局とユスカーとの調整に移すがこの期限を1週間とし、ここでも齟齬する場合はトップ・レベルでの話し合いに移す。

2 同委員会は、昨年琉球政府がワトソン弁務官に提出した「琉球政府の自治拡大に関する要望書」の中で提唱した法案の事前事後調整簡素化の一環として採用されたものである。(以上小堀法務局次長の話)

- 3 同会合では審査事項として、
 - 農、山、漁村電機導入促進法の一部改正
 - 有線放送法の一部改正
 - 電波法の一部改正
 - アメリカ合衆国が賃貸する土地の借賃の前払いに関する立法の一部改正
- の4件の調整を行なつたが次回にもちこされた。

総 理 府

このほか懸案のものとして、

- 少年法の一部改正
- 電気事業法の一部改正
- 教育区公務員法の一部改正
- 地方公務員法
- 行政府定員法の一部改正
- 電々公社法の一部改正
- 医療保険法
- 医療保険特別会計法
- 租税徴収法

等があるといわれている。(以上琉球新報1月7日朝刊)

4 同委員会設置の経緯としては、

- (1) 事務的な改正等については同委員会の段階で調整されることになり、またその方法も簡素化されること。
- (2) ユスカーとの調整期限を1週間として迅速化を図ったこと。
- (3) トップ・レベルまでもつていつて調整することができるようにルートを決めたこと。

等があげられよう。

5 同委員会の主体はあくまで琉政協であり、ユスカー側は協力という態度が打ち出されていることは喜ばしいといえる。しかし、同委員会の設置は屋上屋を積み重ね、立法院と行政府との

関係など複雑化する要素もあるので、今後の運営いかに注目される。

NEWS RELEASE
Please Note Date

United States Civil Administration
of the Ryukyu Islands
Public Affairs Department
Naha, Okinawa
APO San Francisco 96218
72911 ext: 32

NEWS RELEASE: 65-3

January 6, 1965

To Editors: This unofficial Japanese translation of attached
news release is provided to assist you.

法案審査委員会

那覇 1月6日 -- 立法院へ送付又は、可決する
法案の調整、審査の為に琉球政府一米民政府合同
委員会才一回目の会合を終えた。

法案審査委員会才一回の会合を州政府ビル内
の会議室で、1965年1月6日に行った。琉球政府3名
及政府3名、合計6名からなる法案審査促進委員会が設
置に關して、1964年12月9日アムバートウツノII. 高等弁務官
と州閣政保行政主席との間で合意に達した。
委員会の目的は

(1). 検討及び調整の為に法案の受理、 (2). 法案の
内容、目的を迅速に審査、法案を適量、政策の二つの基本
部門に分類する。 (3). 大統領特政命令の規定に抵触する
法案に關しては及政府の關係局に審議させ、必要とあら
ば琉球政府の關係局と調整するに、 (4). 管理局に對し
法案の審議を終えるべき期限をかける。 (5). 上述の方法に
立法院が可決した法案を審査するに、

同法案審査委員会が及政府代表が琉球政府が立法院
に送付するに、審議して法案に關して示唆を与える
ため、琉球政府代表と密接に審議した。上述法案の起
草及び立法院に對して、答弁する責任は州政府にあり
高等弁務官と、行政主席に付すべし。法案の(審議)状況が報
告され琉球政府と及政府の取負け法案が立法の迅速な
処理を保證するため相互に協力するに及ぼさる。

(完)

NEWS RELEASE:
Please Note Date

United States Civil Administration
of the Ryukyu Islands
Public Affairs Department
Naha, Okinawa
APO San Francisco 96218
72941 ext: 32.

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 65-3:
January 6, 1965

LEGISLATION SCREENING COMMITTEE MEETING

Naha, Okinawa, Jan. 6 -- A Joint GRI-USCAR committee for the coordination or screening of bills to be introduced into or passed by the Legislature has completed its first meeting. The Legislative Screening Committee held its first meeting January 6, 1965 in the Conference room of the Executive building - Naha.

Agreement was reached between High Commissioner Albert Watson, II and Chief Executive Seiho Matsuoaka, December 9, 1964, for establishing this legislative screening and expediting committee composed of six members; three each from GRI and USCAR.

The purpose of the committee is to -- (1) Receive draft bills for review and coordination. (2) Screen all draft bills rapidly and expeditiously for content and intent and separate the bills into two basic categories... operational and policy. (3) Provide the appropriate USCAR department for review and, if necessary, for further coordination with the GRI counterpart those bills which fall under the provisions of the Executive Order. (4) Assign suspense dates to the action department which is to complete the review. (5) Screen bills passed by the Legislature in the manner described above.

In the Legislative Screening Committee meeting, USCAR representatives worked closely with representatives of the GRI in order to render support and suggestions regarding draft legislation that was considered by the GRI for introduction to the Legislature. The responsibility for good draftsmanship of laws and their defense before the Legislature, as well as the public, is that of the GRI Executive Branch.

Both the High Commissioner and Chief Executive will be apprised of the status of all legislation, and the staffs of both GRI and USCAR can mutually assist in insuring expeditious handling of proposed draft bills and enacted legislation.

(END)

アメリカ局長

参事官

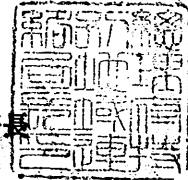
北米課長

総特第223号

昭和40年1月13日

外務省アメリカ局長 殿

総理府特別地域連絡局長



法令審査委員会の発足について

標記について、那覇日本政府南方連絡事務所長から、別添
のとおり通知があつたので、ご参考までに送付する。

アメリカ局長
参事官
北米課長

要研究	要	連絡
課長	河	村
枝村	吉	内
斉藤	山	田
有馬	山	田
渡辺	川	津
大崎	吉	田
中山	藤	田
後藤		

総理府

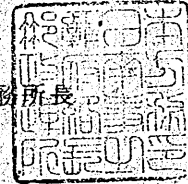


総南連第45号

昭和40年1月7日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長



法令審査委員会の発足について

法案の事前事後調整の簡素化、迅速化を図る目的で設置された法令審査委員の第1回会合が1月6日午前10時から民政府会議室で開かれた。(同会合に関するユスカーのニュースリリースを別添する)出席のメンバーは、

民政府側	クリーガー	法務局長
	バーンス	計画局長
	セリフ	渉外局長代理(フライマス委員の代理)
琉政側	小波蔵	副主席
	久手堅	経済局長
	小堀	法務局次長

の6氏であつた。

1 この会合で具体的な運営方法を取りきめた。それによると、次のような合意に達した。

- (1) 委員会は毎週金曜日に開催する。
- (2) 法案は局長会議の了承を得たのち、同委員会に移され、ここで事務的なものと政策的なものに分類して、事務的なものはこの段階でユスカーとの調整を終わる。この際、合意はメモ程度の回答として簡略化する。政策的なものはここで調整し、さらに担当局とユスカーとの調整に移すがこの期限を1週間とし、ここでも難航する場合はトップレベルでの話し合いに移す。

2 同委員会は、昨年琉球政府がワトソン弁務官に提出した「琉球政府の自治拡大に関する要望書」の中で提唱した法案の事前事後調整簡素化の一環として採用されたものである。(以上小堀法務局次長の話)

- 3 同会合では審査事項として、
- 農、山、漁村電機導入促進法の一部改正
 - 有線放送法の一部改正
 - 電波法の一部改正
 - アメリカ合衆国が賃貸する土地の借賃の前払いに関する立法の一部改正

の4件の調整を行なつたが次回にもちこされた。

このほか懸案のものとして、

- 少年法の一部改正
- 電気事業法の一部改正
- 教育区公務員法の一部改正
- 地方公務員法
- 行政府定員法の一部改正
- 電々公社法の一部改正
- 医療保険法
- 医療保険特別会計法
- 租税徴収法

等があるといわれている。(以上琉球新報1月7日朝刊)

4 同委員会設置の意義としては、

- (1) 事務的な改正等については同委員会の段階で調整されることになり、またその方法も簡素化されること。
- (2) ユスカーとの調整期限を1週間として迅速化を図つたこと。
- (3) トップ・レベルまでもつていつて調整することができるようにルートを定めたこと。

等があげられよう。

5 同委員会の主体はあくまで琉政側であり、ユスカー側は協力という建前が打ち出されていることは喜ばしいといえる。しかし、同委員会の設置は屋上屋を積み重ね、立法院と行政府との

関係など複雑化する要素もあるので、今後の運営いかんが注目される。

NEWS RELEASE:

Please Note Date

United States Civil Administration
of the Ryukyu Islands
Public Affairs Department
Naha, Okinawa
APO San Francisco 96248
72941 ext: 32

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 65-3
January 6, 1965

LEGISLATION SCREENING COMMITTEE MEETING

Naha, Okinawa, Jan. 6 -- A joint GRI-USCAR committee for the coordination or screening of bills to be introduced into or passed by the legislature has completed its first meeting. The Legislative Screening Committee held its first meeting January 6, 1965 in the Conference room of the Executive building - Naha.

Agreement was reached between High Commissioner Albert Watson, II and Chief Executive Seiho Matsuoka, December 9, 1964, for establishing this legislative screening and expediting committee composed of six members; three each from GRI and USCAR.

The purpose of the committee is to -- (1) Receive draft bills for review and coordination. (2) Screen all draft bills rapidly and expeditiously for content and intent and separate the bills into two basic categories... operational and policy. (3) Provide the appropriate USCAR department for review and, if necessary, for further coordination with the GRI counterpart those bills which fall under the provisions of the Executive Order. (4) Assign suspense dates to the action department which is to complete the review. (5) Screen bills passed by the Legislature in the manner described above.

In the Legislative Screening Committee meeting, USCAR representatives worked closely with representatives of the GRI in order to render support and suggestions regarding draft legislation that was considered by the GRI for introduction to the Legislature. The responsibility for good draftsmanship of laws and their defense before the Legislature, as well as the public, is that of the GRI Executive Branch.

Both the High Commissioner and Chief Executive will be apprised of the status of all legislation, and the staffs of both GRI and USCAR can mutually assist in insuring expeditious handling of proposed draft bills and enacted legislation.

(END)

NEWS RELEASE: 65-3

January 6, 1965

To Editors: This unofficial Japanese translation of attached news release is provided to assist you.

法案審査委員会

那覇 1月6日 --- 立法院へ送付又は、可決する

法案の調整、審査の為の琉球政府-米民政府合同
委員会が一回目の会合を終えた。

法案審査委員会は一回の会合を行政ビル内の
会議室で、1965年1月6日に行った。琉球政府3名、
民政府3名、合計6名からなる法案審査促進委員会の設置
に関しては、1964年12月9日アルバートワッソ/II. 高等弁務官

と 松岡政保行政主席との間で合意に達した。

委員会の目的は

- (1) 検討及び調整の為に法案の受理。
- (2) 法案の
内容、目的を迅速に審査、法案を運営、政策の二つの基本
部門に分類する。
- (3) 大統領行政命令の規定に抵触する
法案に関しては民政府の関係局に審議させ、必要とあら
ば琉球政府の関係局と調整すること。
- (4) 主管局に対し
法案の審議を終えるべき期限をつける。
- (5) 上述の方法で
立法院が可決した法案を審査すること。

同法案審査委員会が民政府代表は琉球政府が立法院
に送付するため審議し法案に関して援助と示唆を与える
ため、琉球政府代表と密接に審議した。よき法案の起
草及び立法院又は住民の前で答弁する責任は行政にある

高等弁務官と、行政主席に付すべし法案の^{審議}状況が報
告され琉球政府と民政府の職員は法案及び立法の迅速な
処理を保証するため相互に協力することになる。

(完)

タイプ	指示	発信用	執務用	計
手	信	1	1	2
付	2	34	21	
属		1	1	

昭和40年1月22日

発送日	発信	タイプ	検査
	11		11

文書課長 公 信 案 (分類)

公 信 番 号	米米地 62	公 信 日 付	昭和 40 年 1 月 21 日
大 臣		主 管	アメリカ局長
政 務 次 官		参 事 官	
事 務 次 官		主任 北米課長	
外 務 審 議 官		起 案	昭和 40 年 1 月 19 日
官 房 長		参 考 者 上 村	電話番号 444
受 信 者	在米 哉内大使	発 信 者	椎名大臣
写 送 付 先		(希望発送日)	月 日
件 名	沖縄における法令審査委員会の発足について		

印
紙
相
紙
入

米米地 62

昭和40年1月21日

在米大使殿

外務大臣

沖縄における法令審査委員会
の発足について

総理府特別地域連絡局より、本件
に関する南方連絡事務所長の報
告を別添字の通り送付した
から参考までに送付する。

沖縄においては、従来法律案および予算
案は立法院の審議に付されるに

先立つて琉球政府と民政社との間において
事前の調整し、立法院の議決を経
公布するに際し、更に民政社と事後の
調整を要する制度となり、琉球政
社の自治権を不当に制限するものと
して住民側にも多大の不満が存し
たが、今後同調整制度を簡素化の
ため本委員会が設置されることと
なつた次第である。

別紙添付

別添

1. 南連所長報告

2. 同仕房 News release

英私文添付

(特在局カバーリングは不要)

秘
封

(仮訳)

高等弁務官布令第23号に関する
米側見解

1. 煽動行為を死刑に処することが出来か。

布令第23号によつて処罰することができる煽動行為は、少くとも不法な暴力に至らしめることを企図する言語または行為で、通常合衆国において法律によつて有罪とされる煽動行為に類似するものを必要とする。

同規定は現行刑法(第144条)のものと同様である。現在までにこの罪の廠で訴訟が行われたことはない。最も重大な事件を除けば、死刑の判決が下される可能性は極めて少い。なお、布令第23号は、米民政府によつて下される死刑の判決は上訴裁判所によつて審理の上、確認され、更に高等弁務官によつて

確認されなければ、執行されない旨を規定している。更に、大統領行政命令第10713号は高等弁務官に執行猶予、減刑、大赦の権限を賦与している。

2 平時におけるスパイ行為に対し、それに関連する機密の種類を明確にせずして死刑を課した先例があるか。

合衆国法典第18編第794章(a)は平時又は戦時の違反を問わず、特定のスパイ行為に対し、死刑を課した先例の一である。軍令第23号第224条はそれと類似した性質の重要性をもつ行為を規定する趣旨のものである。もちろん死刑は最も重大な犯罪のためだけに留保されるものである。軍事上の機密の保持に影響が少いか又は関係の薄い事件に対しては、第224条に基づいて訴追を行う意図はない。

3 平時におけるサボタージュに対して死刑を課した先例があるか。

沖縄における米側官憲はかかる先例を承知していないが、特に敵に攻撃される直前において、大規模なサボタージュが行われた場合死刑の判決が下されることが正当と認められる事案があり得ると考える。更らに前述の制限は死刑は極めて重大な事件においてのみ、課されるという保証を与えるものである。

4 暴動は最低限2人によつて成立するという定義は英米法（例へばジョージア州）に見られる最も厳格な判例^先にのみ倣つたものであるというのは正確であるか。

この定義に関しては合衆国及び合衆国以外に相当数の判例^先がある。この問題については、詳細な調査を行つていないが、例へば、ジョージア州ばかりでなく、アイオワ、イリノイ、ユーター各州でも最低2人と規定している。フィリピン共和国でも同様である。合衆国大陸以外でもパナマ運河地域（第73回議会により制定された運河地域刑法第12章第594条）及びグアム（グアム刑法第7編第404条）で同様規定が適用されている。

5 政治活動に従事する団体の登録に関していかなる判例があるか。この規定は個人が政治活動に従事する権利を縮少するものであるか。布令第2232条に関する合衆国の判例^先は承知していないが、その目的は政治活動を縮少、制限または禁止することではなく重要な政治運動を確認することである。2232条に規定された者は登録しない場合にのみ、政治活動を禁止される。琉球のすべての政党は、合衆国において要求されるのと同様な重要な活動の情報を提供しなければならない。政治的資金及び支出の規制に関する日本法（1948年7月29日施行法律第194号^{PH}）以後の改正を含む。（注）は琉球における政治活動及び政党の規制方法と殆んど同様の方法で、

政治活動を規制している外に、政党の登録を
要求しているように思われる。

(注) 政治資金規正法

6. 出版物の登録が拒否されることがあるか。

登録を拒否する政府の権限はない。

CONFIDENTIAL

1. Under Ordinance 23, could seditious activity unaccompanied by violence be punished by death?

Sedition punishable by Ordinance 23 requires, as a minimum, words or conduct intended to result in unlawful violence and similar to sedition condemned by the statutes generally in the United States. The provision is similar to that in the existing Penal Code (Ordinance 144). Up to this time, there has been no prosecution for this offense. The death sentence is extremely unlikely to be imposed except in the most aggravated cases. Furthermore, Ordinance 23 provides that no sentence of death imposed by the Civil Administration Court shall be executed unless and until it has been reviewed and affirmed by the Appellate Court and confirmed by the High Commissioner. In addition, Executive Order 10713 grants the High Commissioner the power of reprieve, commutation and pardon.

2. Is there a precedent for the imposition of the death penalty for espionage in peacetime without specification of the category of secrets involved?

Title 18 of the United States Code, Section 794 (a), is a precedent for imposition of the death penalty for certain enumerated acts of espionage, whether committed in peace time or in time of war. Section 2.2.4 of Ordinance 23 is intended to prescribe acts of a similar nature and gravity. It is intended, of course, that capital punishment would be reserved only for the most aggravated offense. There is no intention of prosecuting under Section 2.2.4 in cases which have only a slight or remote effect on military security.

3. Is there a precedent for imposition of the death penalty for sabotage in peacetime?

Although our officials in Okinawa know of no such precedent, they believe there could be situations, particularly immediately prior to an attack by an enemy, where large-scale sabotage would warrant imposition of the death sentence. Furthermore, the restriction on imposition of the death sentence described further above should give assurance that such punishment would only be imposed in extremely serious cases.

4. Is it correct that the definition whereby a minimum of two persons could participate in a "riot" follows only the strictest example found in American and British laws (for instance, the State of Georgia)?

There

- 2 -

There are quite a few precedents for this definition, both in the U.S. and outside. Although no detailed research into this question has been undertaken, not only Georgia but for instance also the states of Iowa, Illinois and Utah fix the minimum number of persons as two. The Philippine Republic has the same minimum. Outside the continental United States, the same provision applies in the Canal Zone (Section 594, Chapter 12 of the Criminal Code of the Canal Zone, enacted by the 73rd Congress) and in Guam (Section 404, Title VII of the Penal Code of Guam).

5. What precedents are there for registration of organizations engaging in political activity? Does this provision curtail the right of individuals to engage in political activity?

While no U.S. precedent is known for Section 2.2.32 of Ordinance 23, the purpose is not to curtail, restrict or prohibit political activity but to identify significant political movements. The persons specified in Section 2.2.32 are prohibited from political activity only if they fail to register. Every Ryukyuan political party is required to furnish information of its important activities, similar to requirements in the U.S. The Japanese law for the regulation of political contributions and expenditures (Law No. 194 of July 29, 1948, as amended) appears to require registration of parties in addition to regulating political activities in much the same manner in which political activities and political parties are regulated in the Ryukyus.

6. Could the registration of publications be refused?

There will be no governmental discretion to deny registration.

極秘
まで

事務次官

島大使



官房長

アジア局長

審議官

アメリカ局長

の14中務官

(北東アジア課)

沖縄集刑法問題に関しハーツ書記官
と合談の件

1. 8月6日 午前11時 米大使館 Herz書記官

中川を来訪、合談要旨次の通り。

2. 「ハ」は沖縄集刑法に関してはU.S.C.

A.R.と琉球政府立法院との間に協議中

のとり 8月15日よりの実施の予定が延期さ

れることに決定したこと、その目的とする所

は法体系を更に整備すること(軍刑法と

アジア局 34.8.6 局長附 757 外務省

琉球旧来の刑法とに適當に介ける)日本の
Creditをうる称にも、と Gracefullyに法律

を整備することにあると告げた。

2. 次いで「ハ」は法務省刑事局高橋勝好

参事官の沖縄派遣の要請をU.S.C.A.Rが

承認したこと、ついで先述述べた如き

(1)新聞記者 (2)政治家等と政治的意見

の交換を行わす (3)日本国旗掲揚の問

題を論議しないとの三つの条件を承諾せ

られたこと、沖縄より法律専門家は

20日に日本にくることになっているので来週早

にでも高橋氏が沖縄に向け出発し現地

外務省

にて同専門家達と意見交換を行う所希望
すこと等を申述べたので中川より民政府が
早急に決論を出されたことに敬意を表すと
共に3つの条件については兼^予ねて上司とも
相談したが日本側としては之を受諾する用
意あること、高橋氏の沖縄渡航の時期に
ついては同氏と相談の上返事すべき旨を回答
しておいた。

4. その後法務省の高橋氏との打合せの
結果、中川より電話にてハーツに對し
8月12日(水)の Northwest 機にて同氏を
派遣することに tentatively に決定した旨を

告げた所、「ハ」は之を承諾し早速民政府
に cable すると言った。

5. 発表方法については「沖縄の米軍民政府
の招請により法務省刑事局長高橋勝好参事官
を沖縄に派遣することに決めた」と言うに止
めることにせられた旨ハーツより申入れあり
上司と相談の結果中川より右にて差支え
ない旨回答しておいた。

6. (尚、高橋参事官の派遣はもと当方の
発案にて法務省の内諾を得ていた次第で
あるので、別途高裁案の通り同氏を外務
事務官に併任発令し、経費は外務省負担

にて差違のことに致しだい所存である。一会計

課長と打合せ済)

秘 録

官房長

官房長

参事官

3 2 1

アジア局長

審議官

(34.8.10) 北東アジア課長

沖縄軍刑法問題に関しハーツ書記官と会談の件

1 8月10日 午前9時半 米大使館ハーツ書記官

と電話にて次の事務連絡を行った。

2 中川より法務省より沖縄派遣予定の高橋

参事官の外、公安課長川井英良換事を追加

派遣したいこと、川井氏は中近東、東南アジ

ア方面の公安法制に明るく、「沖縄刑法の

問題点」起草に当っても所管課長として

アジア局 34.8.10 局長附 1800

外務省

之に充分の参考をなしていること、民政府

側としてもその意見は非常に参考になると

思ふこと等を述べたところ、「ハ」はそうい

ことならば、取急がUSCARの方に連絡をとり

11日の午後迄には返事を有ることを申出た。

よって中川より若し川井氏についても了解を

得られる際は、高橋氏の出發予定12日を

14日にくり下げ、川井氏と同行して貰う積り

であると伝え、「ハ」の了解をとりつけておいた。

3. その際、「ハ」は本件の新聞発表方法に

つき 8月6日 会談の際とりよめた方法を

日本側でまだ発表してないのなら、USCAR

外務省

の希望あり、

(変文)

~~その要請~~ ~~あり~~ ~~た~~ ~~として~~ 次の称に ~~行~~ 度い

と述べ、中川之を了承しておいた。

即ち「日本政府より法務省刑事局高橋

参事官(及び川井公安課長)を沖縄に派遣

したいとの申^出れに対し米国民政府(US

CAR)は之を了解した。

アジア局長

審議

(24.8.7
北東アジア課長)

沖縄問題に関し、¹書記官と合談の件

1. 8月7日午後4時中川は米大使館ハーツ

書記官を招き次の事務連絡を行った。

2. 中川より法務省刑事局高橋参事官の研究

になる「沖縄刑法の問題点」の第三部を

「ハ」に手交し善文方を要望したと云ふ。「ハ」

は之を appreciate し早速 U.S.C.A.R. に

連絡すると言っていた。

3. 次に高岡大輔氏の沖縄

西表島熱帯

アジア局
34.8.8
局長附

1786

農業センター設置計画についての要領を英文

にし米大使館の好意的検討を要請せるとい

ふ。「ハ」は話はずでに聞いているが、今は之

に comment する段階にはないと語って^{た。}

(来週始め高岡氏をハーツと合わせる様

arrange 済み)